

経営形態の検討に関する論点

区 分	地方公営企業法一部適用【現行】	地方独立行政法人	指定管理者制度
開設者	県(公設公営)	県(公設公営)	県(公設民営)
運営責任者	知事	理事長	指定管理者
運営主体	県	地方独立行政法人	医療法人など
政策的医療の提供	地方公共団体として自ら政策的医療を提供する。	県が中期目標(3年～5年)において政策的医療の提供を地方独立行政法人に指示し、これに基づき法人は中期計画を策定して政策的医療を実施する。	知事と指定管理者が締結する協定において、政策的医療を位置付け実施される。
職員の確保	定数条例の制限を受けるため、医師や看護師などの職員の採用を柔軟に行うことが困難である。	定数制限なし。規定に基づき弾力的に医療スタッフを確保することが可能である。	定数制限なし。規定に基づき弾力的に医療スタッフを確保することが可能である。
職員の身分、給与、勤務条件等	地方公務員	身分は法人職員であり公務員ではなくなる。給与や勤務条件は県直営時代の制度をベースとし、現給を保証するケースが多い。	身分は法人等の職員であり公務員ではなくなる。継続雇用や現給保証をする場合が多いが、中には採用されない職員がある場合や、プロパー職員との給与差が生じてしまう場合もある。
退職手当の支給	—	職員は地方独立行政法人に承継されるため、退職手当の支給は発生しない。	職員は県職員でなくなるため、退職手当の支給が発生する。
一般会計からの繰出金	総務省の繰出基準に基づき一般会計が負担する。	地方公営企業に準じて取り扱う。	政策的医療実施分について一般会計から財政措置を行う。
契約事務	知事が契約 複数年契約などの多様な契約手法の採用が困難である。	理事長が契約 地方公営企業のような制限はなく、複数年契約など多様な契約手法が可能となる。	指定管理者が契約 地方公営企業のような制限はなく、複数年契約など多様な契約手法が可能となる。
業務運営に対する評価	制度はない。 内部組織において経営改善への取組を行う。	地方独立行政法人法に基づき、県は附属機関である評価委員会を設置し、中期目標期間や毎事業年度の業績を評価する。 これに基づき知事は法人に対して、計画変更の指示や業務改善を命ずることができる。	県のモニタリングにより管理業務の運営状況を定期的又は随時評価し、その内容を公表する。 その結果、必要な場合には業務の改善の指示や改善策の提出及び実施等を求めることができる。